

船橋市立リハビリテーション病院条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市立リハビリテーション病院条例(平成17年船橋市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる患者の状態)

第2条 条例第2条の規則で定める状態は、次に掲げる状態とする。

- (1) 脳血管疾患、脊髄損傷等の発症後3月以内の状態
- (2) 大腿骨頸部、下肢、骨盤等の骨折の発症後3月以内の状態
- (3) 外科手術又は肺炎等の治療時の安静により生じた廃用症候群を有しており、手術後又は発症後3月以内の状態
- (4) その他前3号に準ずる状態

(指定の申請書等)

第3条 条例第9条の規則で定める申請書は、船橋市立リハビリテーション病院指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

2 条例第9条第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 業務計画
- (3) 管理に係る収支予算
- (4) その他管理運営に関する計画

3 条例第9条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに類するもの
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 第1項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(指定の通知等)

第4条 市長は、条例第10条の規定により指定管理者を指定したときは、船橋市立リハビリテーション病院指定管理者指定通知書(第2号様式)により、指定されたものに通知するものとする。

2 市長は、条例第10条の規定により指定管理者として指定しなかったときは、船橋市

立リハビリテーション病院指定管理者不指定通知書（第3号様式）により、指定されなかったものに通知するものとする。

（事業報告書の記載事項）

第5条 条例第11条第3号の市長が必要があると認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 次条第1項に規定する中期目標における達成状況及び第7条に規定する中期行動計画における実施状況
- (2) その他市長が特に必要があると認める事項

（中期目標）

第6条 市長は、3年以上5年以下の期間において船橋市立リハビリテーション病院（以下「リハビリ病院」という。）が達成すべき管理に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 患者及び家族に対して提供するサービスに関する事項
- (2) 管理の効率化に関する事項
- (3) 財務内容の改善に関する事項
- (4) その他管理に関する重要事項

（中期行動計画の公表）

第7条 市長は、指定管理者が定める中期目標を達成するための行動計画（以下「中期行動計画」という。）を承認したときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

（中期目標に係る管理の実績に関する評価等）

第8条 市長は、定期又は随時に中期目標の達成状況、中期行動計画の実施状況その他の管理の実績について評価し、必要に応じて指定管理者に対し指示を行うものとする。

2 市長は、中期目標の期間の終了時において、前項の評価を行い、その評価に基づき、リハビリ病院の管理について検討し、所要の措置を構ずるものとする。

（回復期のリハビリテーションを行うために必要な基準）

第9条 条例第14条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 医師等の従事者が、次に掲げる基準を標準として配置されていること。
 - ア 病棟に常時勤務する専従の医師を1人以上置くこと。
 - イ 病棟に常時勤務する専従の理学療法士を2人以上置くこと。ただし、当該病棟の

入院患者の数を4.5で除して得た人数（その人数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）が2人を超える場合には、当該得た人数以上置くこと。

ウ 病棟に常時勤務する専従の作業療法士を1人以上置くこと。ただし、当該病棟の入院患者の数を4.5で除して得た人数（その人数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）が1人を超える場合には、当該得た人数以上置くこと。

エ 病棟に看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）を当該病棟の入院患者の数を3で除して得た人数（その人数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）以上置くこと。この場合において、当該得た人数の4割以上が看護師であること。

オ 病棟に看護補助者を当該病棟の入院患者の数を6で除して得た人数（その人数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）以上置くこと。

カ エ及びオの規定にかかわらず、病棟における看護職員及び看護補助者の合計数は、当該病棟の入院患者の数を1.5で除して得た人数（その人数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）以上であること。

(2) 前号に定めるもののほか、次に掲げる基準を満たしていること。

ア 中期目標を達成するために必要な診療体制がとられていること。

イ 病棟及び機能訓練室における理学療法及び作業療法が行われるものであること。

（外来診療の対象となる者）

第10条 条例第15条第1項の市長が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 災害時における傷病者

(2) その他指定管理者が特に必要があると認める者

（外来診療の受付時間、時間又は休診日の変更等）

第11条 指定管理者は、条例第15条第2項に規定する外来診療の受付時間、同条第3項に規定する外来診療の時間又は同条第5項に規定する外来診療の休診日の変更等を行うときは、船橋市立リハビリテーション病院外来診療受付時間変更等承認申請書（第4号様式）により市長の承認を受けなければならない。

（診療の申込み）

第12条 リハビリ病院で診療を受けようとする者は、指定管理者が定める手続に従わな

ければならない。

(退院命令)

第13条 条例第17条第4号の指定管理者が入院を不相当と認めるときは、入院患者が次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 急性疾患の発症等により、引き続き回復期のリハビリテーションを行うことが困難であると指定管理者が認めたとき。
- (2) 身体機能の麻痺その他入院の原因となった症状が固定したとき。
- (3) リハビリ病院に入院した日から180日を超えるとき（当該入院患者が回復期に準ずる状態にあると指定管理者が認めるときを除く。）。
- (4) その他指定管理者が入院を不相当と認めるとき。

(個室の利用料)

第14条 条例第18条第2項の個室には、入院患者の意思に基づくことなく供する室を含まないものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 条例第7条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この規則の施行前においても、第3条及び第4条の規定の例により行うことができる。

第1号様式

船橋市立リハビリテーション病院指定管理者指定申請書

年 月 日

船橋市長 あて

主たる事務所の所在地

法人又は団体の名称

代表者氏名 ㊟

船橋市立リハビリテーション病院条例第9条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする施設
- 2 指定を受けようとする期間

第2号様式

船橋市立リハビリテーション病院指定管理者指定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けの船橋市立リハビリテーション病院の指定管理者の指定の申請については、下記のとおり船橋市立リハビリテーション病院条例第10条の規定により指定したので通知します。

記

1 指定する施設

2 指定期間

第3号様式

船橋市立リハビリテーション病院指定管理者不指定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けの船橋市立リハビリテーション病院の指定管理者の指定の申請については、下記のとおり指定しませんので通知します。

記

1 指定しなかった施設

2 理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して、異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第4号様式

船橋市立リハビリテーション病院外来診療受付時間変更等承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

指定管理者

㊞

下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更期間
- 2 変更内容
- 3 変更理由